

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第
140号）

スポーツ課

1 改正の理由

本市のスポーツ施設として、前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンターを加え、当該施設の使用料を定める。

2 主な内容

(1) 名称及び位置

名 称	位 置
前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター	前橋市後閑町437番地1

(2) 使用料

区分			使用料					
			6時～ 9時	9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 （1時間 当たり）
体育 館	占有 利用	全面	—	3,270円	3,270円	3,270円	3,270円	1,090円
		半面	—	1,630円	1,630円	1,630円	1,630円	540円
	照明 設備	全面	—	30分当たり150円				
		半面	—	30分当たり70円				
	個人 利用	一般	—	1人1回につき310円				
		中学生 以下	—	1人1回につき100円				
多目 的室	占有 利用	101	—	1,820円	1,820円	1,820円	1,820円	600円
		102～ 104	—	850円	850円	850円	850円	280円
		201	—	1,130円	1,130円	1,130円	1,130円	370円
		202～ 206	—	850円	850円	850円	850円	280円

		301	—	1,130円	1,130円	1,130円	1,130円	370円
		302～ 306	—	850円	850円	850円	850円	280円
		401	—	1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	340円
		402	—	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円
		501・ 502	—	1,820円	1,820円	1,820円	1,820円	600円
	個人 利用	一般	—	1人1回につき310円				—
		中学生 以下	—	1人1回につき100円				—
サッ カー 場	占有 利用	一般	10,260円	10,260円	10,260円	10,260円	—	3,420円
		高校生 以下	5,130円	5,130円	5,130円	5,130円	—	1,710円

3 施行期日

市規則で定める日